

## 答 申

### 1 審査会の結論

公立大学法人福岡県立大学（以下「実施機関」という。）が平成21年7月27日21福県大経第85号で行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関が平成21年3月11日20福県大経第229号及び第230号で行った決定（以下「平成21年3月11日決定」という。）における「当人（経営管理部長）が、「貴殿に係る事柄の権利の行使等を快しとせず」との記載に関し、当該権利に該当する（証拠となる）具体的文書、メモ及び電磁的記録である。

実施機関は、本件公文書を「公立大学法人福岡県立大学職員旅費規程（平成18年4月1日法人規程第18号。以下「旅費規程」という。）第4条」及び「公立大学法人福岡県立大学職員旅費規程細則（平成19年10月1日。以下「旅費規程細則」という。）第6条」に特定し、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、全部を開示する本件決定を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### （1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものであり、旅費規程及び旅費規程細則を本件公文書と特定した実施機関の本件決定は適切なものではないとして、異議申立人の開示請求の趣旨に沿った具体的な文書、メモ及び電磁的記録の開示を求めているものである。

#### （2）異議申立ての経過

ア 平成21年6月23日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 平成21年7月27日付けで、実施機関は、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年9月17日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実

施機関に異議申立てを行った。

エ 平成21年11月16日付けで、実施機関は、異議申立書の記載内容に不備があったため行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第21条の規定により、異議申立人に対し補正命令を行った。

オ 平成21年12月1日付けで、実施機関は、異議申立人の補正書を受領した。

#### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 「貴殿に係る事柄の権利の行使などを快しとせず」とは、経営管理部長が、異議申立人から名誉毀損その他の不利益を受けたが、それを公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会（以下「処分事由調査等委員会」という。）に訴えることを快しとしないと解釈される。
- (2) 異議申立人は経営管理部長に名誉毀損その他の不利益を与えた記憶がないので、そのような文書、事実があれば開示してほしいと思い、開示請求を行った。しかし、送付されたものは旅費規程であり、適切な回答ではない。

#### 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 「貴殿に係る事柄の権利の行使などを快しとせず」とは、実施機関の職員である経営管理部長が、自分自身の公務出張の旅費の請求権の行使を快く思わなかったということである。したがって、異議申立人は、旅費請求権の証拠となる、つまり根拠となる公文書の開示を求めているということになる。
- (2) 旅費請求権は、出張命令を根拠とすることから、旅費請求権の根拠として旅費規程第4条及び旅費規程細則第6条を特定し開示した。これ以外に該当する公文書は存在しない。

#### 6 審査会の判断

##### (1) 本件請求に係る「権利」の意味について

##### ア 平成21年3月11日決定の概要

本件請求において、異議申立人が引用している平成21年3月11日決定の概要は、次のとおりである。

- (ア) 平成21年2月7日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき経営管理部長の処分事由調査等委員会及び福岡県立大学活性化委員会への出張命令・復命の開示請求を行った。

(イ) これに対し、実施機関は、平成21年3月11日決定において、「当人が、貴殿に係る事柄の権利の行使等を快しとせず、これを強く拒否、放棄したため存在しない」との理由を付し、非開示決定を行った。

#### **イ 本件請求について**

異議申立人が本件請求に引用した平成21年3月11日決定は、6(1)アのとおり経営管理部長の出張命令・復命の開示請求に対するものであり、決定中の「権利」とは、「公務出張の旅費の請求権」を指すものと認められる。

したがって、本件請求は、平成21年3月11日決定中の文言をそのまま引用したに過ぎないものであるから、本件請求に係る「権利」についても「公務出張の旅費の請求権」と理解すべきである。

#### **(2) 本件公文書の特定について**

異議申立人が本件請求に記載した「権利」は、6(1)イで判断したとおり「公務出張の旅費の請求権」となるため、旅費請求権の根拠となる公文書を本件公文書として特定すべきである。実施機関が特定した公文書のうち旅費規程は、業務のために旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、必要な事項について定めたものであり、旅費規程細則は、旅費規程を実施するための手続その他必要な事項について定めたものである。

したがって、旅費規程及び旅費規程細則はともに旅費請求に関する事項を記載したものであり、旅費規程第4条及び旅費規程細則第6条は旅費請求権の根拠を記載したものであるため、本件公文書に該当すると認められる。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。